

公 示

公示第 8 3 号

一般タクシー事業における燃料費高騰への対応について

平成 2 0 年 9 月 1 2 日

東北運輸局長 木場 宣行

昨年来の燃料費の高騰が一般タクシー事業者の経営に影響を及ぼしている状況を踏まえ、一般タクシー事業の運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続をまとめて取り扱うことが合理的であると認められる地域として東北運輸局長が定める地域において普通車（普通車の車種区分がない地域においては東北運輸局長の定める区分による車種別）の最も高額の運賃よりも高い運賃を設定することをいう。（以下同じ。））については、当面、下記により取り扱うものとする。

記

1. 「一般乗用旅客自動車運送事業における今般の運賃改定申請の審査等の取扱いについて」（平成 1 9 年 4 月 5 日付け公示第 3 号。以下「1 9 年 4 月 5 日公示」という。）に基づく運賃改定実施済みの地域

1 9 年 4 月 5 日公示に基づく運賃改定（以下「前回改定」という。）の実施から 2 年を経過していない地域における運賃改定手続は次によるものとする。

（ 1 ）運賃改定手続の開始

最初の申請があったときから最長 3 ヶ月の期間の間に申請を受け付けることとし、当該期間中に申請があった法人事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数の 7 割以上となった場合には、3 ヶ月の期限の到来を待たずに直ちに運賃改定手続を開始することとする。その際、運賃原価の算定は、（ 2 ）の方法により行うこととし、改めて標準能率事業者及び原価計算対象事業者の選定は行わない。

なお、申請の受付期間の間に、申請率が 7 割以上とならなかった場合には、当該運賃改定手続を中止するものとし、それぞれの申請事業者について、道

路運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

(2) 運賃原価の算定

燃料油脂費

前回改定時の査定値について、燃料費単価を最近の価格に置き換えて算定した数値とする。

燃料油脂費以外

前回改定時の査定値とする。

(3) 所要増収額の算定

引き続き運転者の労働条件につき一定の水準を確保することが必要であることを勘案し、19年4月5日公示の記1.(2)に規定する方法により算定する。

(4) 標準処理期間

標準処理期間は1ヶ月とする。

(5) 収支状況及び労働条件の改善状況等の報告

本通達に基づく運賃改定実施後6ヶ月後を目途に、事業者団体から燃料油脂費を始め各費用を明らかにした収支状況及び労働条件の改善状況等を各地方運輸局等に報告させるとともに、事業者団体が自主的に公表することとする。

2. 上記1.以外の地域

(1) 運賃改定手続き

19年4月5日公示に基づき取扱うものとする。

なお、運賃原価の算定における燃料費単価について最近の価格を用いるとともに、査定期間の短縮に努めることとする。

(2) その他

平成19年度を実績年度とする申請に係る審査についても、引き続き19年4月5日公示及び本通達を適用するものとする。

附則

本公示は、公示の日から適用する。